

公的第三者機関との連携による問題を抱える子ども等の自立支援について

自治体・団体名 岐阜県多治見市

自治体・団体の概要

○市の位置

- ・岐阜県の南南東、名古屋から北東に36kmに位置し、JR中央線・太多線、国道19号線・248号線、中央自動車道などの交通の便に恵まれた東濃地方の中心都市である。平成19年8月16日の気温が40.9度で、74年ぶりに国内観測史上の記録を更新した。

○総人口(平成24年4月1日現在)

- ・115,939人(56,563人女子59,376人)である。総人口のうち、子ども(18歳まで)の占める割合は17.4%である。

○主な産業

- ・美濃焼で知られている陶磁器産業が主体であるが、現在は交通の便を活かし、他業種の企業誘致も積極的に展開している。

○名所・旧跡

- ・虎溪山永保寺の国宝観音堂・開山堂が有名である。

○マスコットキャラクター

- ・「うながっぱ」は、子どもから非常に慕われている。

○市内幼稚園保育園、小中学校高校設置数

- ・幼稚園9園 保育園14園
- ・小学校13校 中学校9校(私学1含)
- ・高等学校4校(私学1含)

地域の特徴・事業実施の背景

○地域の特徴

- ・平成23年度、多治見市子どもの権利相談室への相談件数は103件、延べ相談回数は276件で、前年度とほぼ同様である。子どもに関する主な相談内容は、不登校、交友関係、いじめ、虐待など、身近な問題が多くある。中には深く関わっていく必要のある相談もある。

○事業実施の背景

- ・子どもへの施策として「子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利擁護委員を設置している。
- ・子どもの権利擁護委員は、行政からの独立性を尊重された公的第三者機関であり弁護士、大学の研究者等が職を担うことで専門性も確保され、子どもの権利侵害に関する調査、調整、勧告、是正要請の権限も有する相談・救済機関である。現在3名の権利擁護委員が子どもの権利侵害に対し活動を行っている。
- ・子どもの権利保障の観点から、子ども自身が問題解決に取り組み、自立ができるよう支援している。そのため、学校をはじめとする教育相談機関が、子どもの権利擁護委員と連携することで、多治見市で起こる子どもの問題を早期発見・早期対応し、子どもの自立へとつなげている。

1 事業の内容

(1) 第三者機関を含むネットワークに基づく効果的な支援体制・援助の在り方

- モデル地区を設定し、モデルケースを抽出し、検討を行った。また、事例対応について検証するため、調査・検証委員会を並行して開催した（3回）。自立支援会議において岐阜県教育委員会による指導・助言も受けた。
- 学校・教育相談室等と子どもの権利擁護委員が定期的に情報交換を行い、子どもの問題を共有し、支援に当たった。
- モデル地区以外でも必要な事例については、関係機関同士のネットワークに基づいた子どもの問題の早期把握・早期対応を目的とした、要保護児童対策地域協議会（※）との連携を図った。
- 子ども支援のネットワークを広げるため、主任児童委員、児童館、公民館、保健センター等地域支援者との連携を図った。

※要保護児童対策地域協議会・・・関係機関同士のネットワークに基づいた子どもの問題の早期把握・早期対応を目的とした組織

(2) 第三者機関の効果的普及の在り方

- 子どもの権利擁護委員制度の広報・普及活動の充実を図った。
 - ・市内全小中学校を2回訪問した。
 - ・地域コミュニティーラジオ“FMピピ”で広報を行った。
 - ・子どもの権利擁護委員活動報告会を実施した。
 - *本研究事業の中間報告会も兼ねて実施
 - ・出張子どもの権利相談室を市内2箇所月1回ずつ行った。

(3) 調査研究の効果的な普及の在り方

- 年度初めに小・中学校校長会で取組について報告を行った。
- 研究成果の報告会を開催した。

2 事業の特徴

- (1) 子どもの権利擁護委員が、行政からの独立性を尊重された公的第三者機関として子どもの支援に当たっている。
- (2) 福祉部子ども支援課、市教育委員会教育相談室、学校、子どもの権利擁護委員、子どもの権利相談室等ネットワークによる子どもの支援に努めている（図1）。
- (3) 必要な事例については、要保護児童対策地域協議会（※）と連携を図りながら、支援を充実させている。
- (4) 虐待を受ける恐れのある子どもやその家庭についての支援体制づくりを模索し、子どもの生育歴を考慮したり、地域のマンパワーを活用したりするなど、アプローチの方法・支援体制の充実を図っている。

3 事業の成果

- (1) 子どもを取り巻く関係者、関係機関同士のネットワークが拡大、その関係者が一堂に介することで、多角的な視点で子どもの支援方法を考え、それに沿って各関係者が支援にあたり、問題を抱える子どもに対して効果的に働きかけることができた。また、ネットワークの有効性を関係者が認識できるようになり、支援体制が整ってきた。ネグレクトグレーゾーンの家

庭など、後手に回りがちな事例についても、このようなネットワークにより早期に対応していくことの有効性が明らかになった。

- (2) 子どもの権利保障の視点から、子ども本人やその関係者が問題解決に関わるよう促すことで、子ども本人の自立支援にもつながった。
- (3) 第三者機関である子どもの権利擁護委員制度の有効性が、学校関係者、保護者等に伝わり、子どもの権利相談室の利用率が高まった。(平成24年3月末現在 相談件数103件(22年度 97件))

4 今後の方向性展望

- (1) 子ども支援のネットワークの構築が進んできているが、地域関係者との連携は定着していない。そのため、民生児童委員、児童センター、公民館職員等地域関係者との連携を充実する必要がある。
- (2) 子どもの権利相談室の相談件数は、昨年度と比べ増加し、利用は増えてきているが、子ども及びその関係者に十分周知されていない。学校等教育相談機関、子ども・保護者に対する広報を充実していく必要がある。

(図1) 子ども支援の推進体制について

SSW ; スクールソーシャルワーカー

